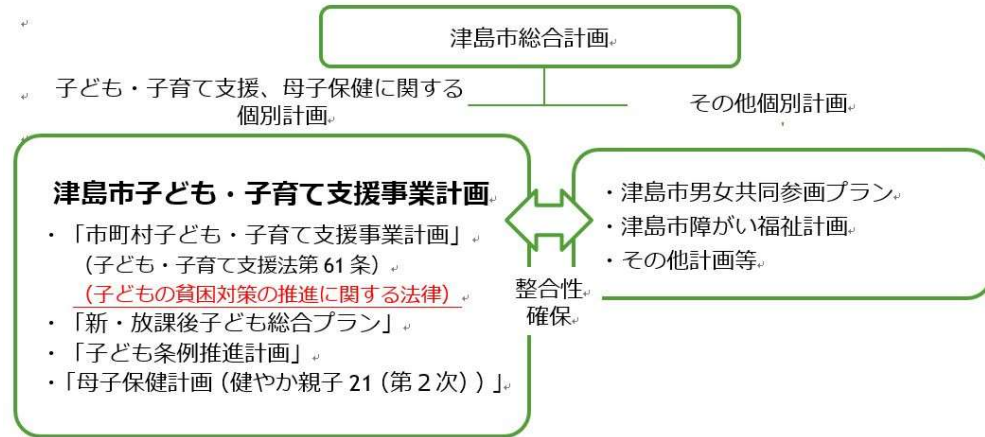


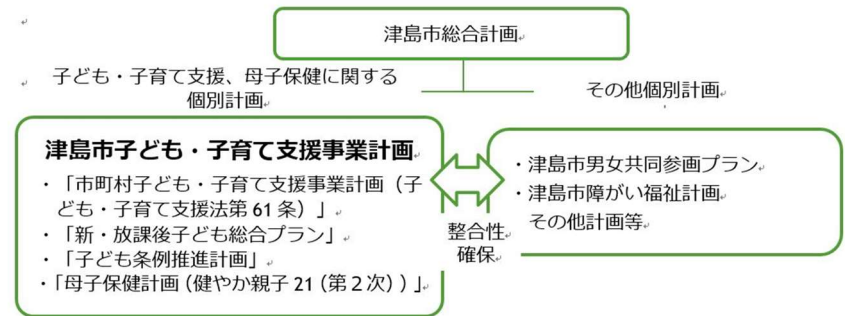
第 2 期津島市子ども・子育て支援事業計画 新旧対照表（令和 3 年度改正）

改正後	現行
P.3	P.3
3 計画の性格	3 計画の性格
<p>本計画は、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」第 61 条を根拠とする計画で、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画です。</p> <p>また、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を含めた子ども・子育て関連 3 法に基づく『子ども・子育て支援新制度』について、本市として制度を計画的に運用していくためのものです。</p> <p>さらに、国の「健やか親子 21（第 2 次）」に基づく母子保健計画として位置づけるほか、国の「放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性を示したものです。</p> <p><u>なお、令和元年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され市町村においても子どもの貧困対策についての計画の策定が努力義務とされたところですが、本市の策定する「子ども・子育て支援事業計画」及び「津島市子ども条例推進計画」、「健やか親子 21（第 2 次）」には、子どもの貧困対策に資する事業も数多く掲載されていることから、これらの計画を、貧困対策を推進するための事業として総合的・一体的に進めます。</u></p> <p>本計画の策定に当たっては、市の総合計画や男女共同参画プラン、などの上位・関連計画との整合性を持つものとして定めています。</p>	<p>本計画は、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」第 61 条を根拠とする計画で、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画です。</p> <p>また、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を含めた子ども・子育て関連 3 法に基づく『子ども・子育て支援新制度』について、本市として制度を計画的に運用していくためのものです。</p> <p>さらに、国の「健やか親子 21（第 2 次）」に基づく母子保健計画として位置づけるほか、国の「放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性を示したものです。</p> <p>なお、本計画の策定に当たっては、市の総合計画や男女共同参画プラン、などの上位・関連計画との整合性を持つものとして定めています。</p>

図表4 計画の性格



図表4 計画の性格



改正後

現行

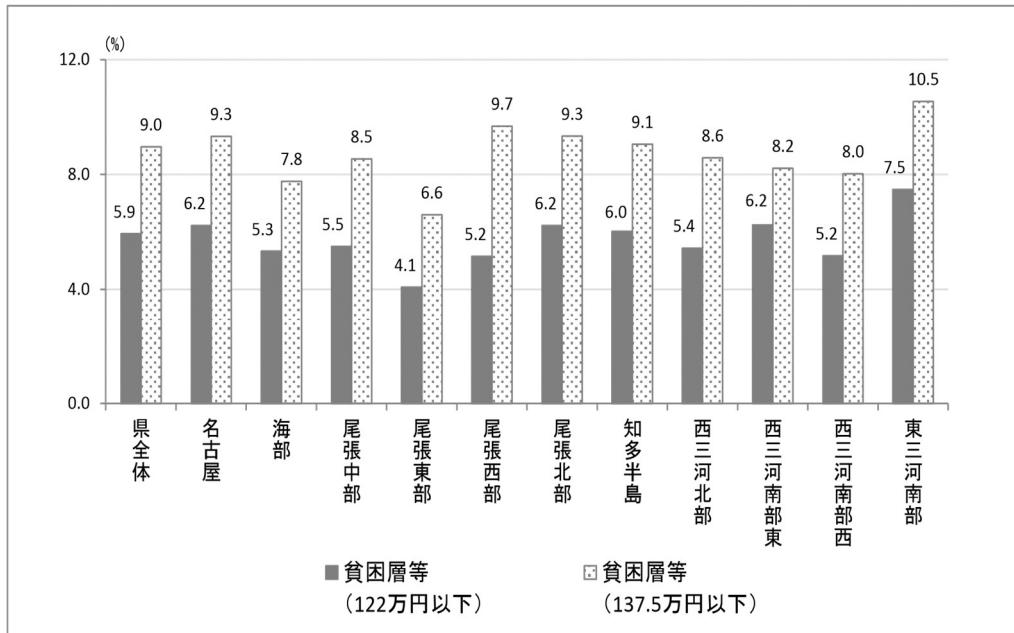
P. 9

P. 9

1-6 子どもの貧困率

平成 29 年愛知子ども調査によると、愛知県の子どもの貧困率は 5.9%となっています。福祉圏域別では、本市が含まれる海部地区の貧困率は県全体平均に比べて低い状況です。

図表 76 愛知県の子どもの貧困率の状況



資料：愛知県子ども調査（平成 29 年）

※子どもの貧困率：子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合。

※等価可処分所得：世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いた、いわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得。

※国の国民生活基礎調査の貧困線…122 万円

※愛知子ども調査独自の貧困線…137.5 万円

※貧困線：等価可処分所得の半分の額。

改正後	現行
P. 29	P. 29
<h3>3 計画の施策体系</h3>	<h3>3 計画の施策体系</h3>
<p>本計画の施策体系は、次のとおりです。</p>	<p>本計画の施策体系は、次のとおりです。</p>
<p style="text-align: center;">施策・課題</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 2px solid green; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>子ども・子育て支援事業計画 <small>(子ども・子育て支援法)</small> <small>(7子どもの貧困対策に関する法律)</small></p> </div> <div style="flex-grow: 1;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> (1) 教育・保育提供区域の設定 (2) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保 (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保 2 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保 3 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携 5 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 7 子どもの貧困対策 </div> </div>	<p style="text-align: center;">施策・課題</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 2px solid green; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>子ども・子育て支援事業計画 <small>(子ども・子育て支援法)</small></p> </div> <div style="flex-grow: 1;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> (1) 教育・保育提供区域の設定 (2) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保 (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保 2 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保 3 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携 5 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 </div> </div>

改正後	現行
<p data-bbox="152 252 949 288">(2) 教育・保育の量の見込みと確保方策等</p> <p data-bbox="136 300 613 336">② 量の見込みと確保方策等</p> <p data-bbox="136 357 232 384">P. 35</p> <p data-bbox="136 405 398 442">②-1 1号認定</p> <p data-bbox="136 453 1155 692">1号認定（3歳以上保育の必要なし。保育の必要ありで幼稚園希望を含む）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）、確認を受けない幼稚園（新制度に移行せず、現行制度で運営）による確保方策等を次のとおり設定します。（確保方策としては、市内施設での収容可能人数で設定）</p> <p data-bbox="136 699 1155 863"><u>なお、令和4年度に新制度に移行していない私立幼稚園1園が幼保連携型認定こども園へ移行します。また、新制度に移行していない私立幼稚園の認定こども園への移行を支援していきます。</u></p>	<p data-bbox="1193 252 1991 288">(2) 教育・保育の量の見込みと確保方策等</p> <p data-bbox="1178 300 1655 336">② 量の見込みと確保方策等</p> <p data-bbox="1178 357 1274 384">P. 35</p> <p data-bbox="1178 405 1440 442">②-1 1号認定</p> <p data-bbox="1178 453 2107 692">1号認定（3歳以上保育の必要なし。保育の必要ありで幼稚園希望を含む）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）、確認を受けない幼稚園（新制度に移行せず、現行制度で運営）による確保方策等を次のとおり設定します。（確保方策としては、市内施設での収容可能人数で設定）</p>
<p data-bbox="136 920 232 948">P. 35</p> <p data-bbox="136 968 398 1005">②-2 2号認定</p> <p data-bbox="136 1016 1155 1171">2号認定（3歳以上保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育園・認定こども園）、認可外保育施設（新制度に移行せず、現行制度で運営）による確保方策等を次のとおり設定します。</p> <p data-bbox="136 1177 1155 1342"><u>なお、令和4年度に新制度に移行していない私立幼稚園1園が幼保連携型認定こども園へ移行します。また、新制度に移行していない私立幼稚園の認定こども園への移行を支援していきます。</u></p>	<p data-bbox="1178 920 1274 948">P. 35</p> <p data-bbox="1178 968 1440 1005">②-2 2号認定</p> <p data-bbox="1178 1016 2107 1171">2号認定（3歳以上保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育園・認定こども園）、認可外保育施設（新制度に移行せず、現行制度で運営）による確保方策等を次のとおり設定します。</p>

P. 36

②-3 3号認定

3号認定（3歳未満保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育園・認定こども園）、特定地域型保育事業（小規模保育等）、認可外保育施設（新制度に移行せず、現行制度で運営）による確保方策等を次のとおり設定します。

本市において、待機児童は発生しておりませんが、ニーズに対し既存施設の定員枠では充足できないことから、既存施設の定員枠の見直しを図るなど、提供体制の確保に努めてまいります。また、近年増加している途中入所児については、人員配置等で対応してまいります。

また、地域型保育事業を新設し、低年齢の入所児童の受入体制を充実してまいります。

なお、令和4年度に新制度に移行していない私立幼稚園1園が幼保連携型認定こども園へ移行します。また、新制度に移行していない私立幼稚園の認定こども園への移行を支援していきます。

P. 36

②-3 3号認定

3号認定（3歳未満保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育園・認定こども園）、特定地域型保育事業（小規模保育等）、認可外保育施設（新制度に移行せず、現行制度で運営）による確保方策等を次のとおり設定します。

本市において、待機児童は発生しておりませんが、ニーズに対し既存施設の定員枠では充足できないことから、既存施設の定員枠の見直しを図るなど、提供体制の確保に努めてまいります。また、近年増加している途中入所児については、人員配置等で対応してまいります。

また、地域型保育事業を新設し、低年齢の入所児童の受入体制を充実してまいります。

改正後	現行
<p>P. 45</p> <p>7 子どもの貧困対策</p> <p><u>本市は、<u>貧困の連鎖を断ち切り、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望をもつことができ、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するために、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援など必要な施策を推進するとともに、子どもの貧困に対する社会の理解を促進するために、地域等と連携しながら、取組を進めます。</u></u></p>	<p>P. 45</p>